

委員長が引き取った理事会協議案件 (網掛けは提示済)

統一見解要求

1. 新3要件と日米同盟との関係についての統一見解 (5/27 (水) 岡田克也君 (民主) 要求)
→6/5 (金) 提示済→6/22 (水) 再要求→7/10 (金) 再提示済
2. 我が国に軍事的な意味合いを含む戦禍が及ぶ蓋然性、それがゼロでも新3要件を満たすのかどうかの統一見解 (5/28 (木) 後藤祐一君 (民主) 要求) →6/15 (月) 提示済
3. 個別的自衛権における必要最小限度と集団的自衛権における必要最小限度の相違点、新3要件に該当する場合の外国領域における武力行使の可否についての政府見解 (5/29 (金) 後藤祐一君 (民主) 要求) →6/18 (木) 提示済→6/22 (水) 再要求→7/10 (金) 再提示済
4. 先制攻撃は国際法違反であり、先制攻撃を行った国との集団的自衛権の行使はあり得ないという岸田外務大臣答弁についての政府見解 (5/29 (金) 後藤祐一君 (民主) 要求) →6/19 (金) 提示済
5. 協力支援活動を行っている場所で戦闘行為に巻き込まれることがあるかどうかについての政府見解 (6/1 (月) 後藤祐一君 (民主) 要求) →6/19 (金) 提示済
6. 平成10年の高野局長答弁と平成11年の政府統一見解との関係についての政府見解 (6/1 (月) 後藤祐一君 (民主) 要求) →6/2 (火) 提示済
7. 昭和47年の政府見解の第3番目の要件が認められない場合でもなぜ合憲だと認められるのかということについての政府見解 (6/5 (金) 大串博志君 (民主) 要求) →6/22 (月) 提示済
8. 重要影響事態と存立危機事態について国際社会で理解されるような線引きができるかどうかについての政府見解 (6/5 (金) 重徳和彦君 (維新) 要求) →6/29 (月) 提示済
9. 武器等防護が憲法に反しないという根拠についての政府見解 (6/5 (金) 吉村洋文君 (維新) 要求) →7/1 (水) 提示済
10. 中谷國務大臣が海外派兵に関する政府見解は変わらないと答弁した理由についての政府見解 (6/10 (水) 寺田学君 (民主) 要求)
11. 今般の法案についての考え方を昭和47年の政府見解における基本的な論理に当てはめたとしても違憲ではないとする理由についての政府見解 (6/10 (水) 大串博志君 (民主) 要求) →6/22 (月) 提示済
12. 新3要件のもとで認めようとしている集団的自衛権に関して、昭和56年の質問主意書に対する答弁及び平成11年の大森内閣法制局長官の答弁を維持するかどうかについての政府見解 (6/10 (水) 後藤祐一君 (民主) 要求) →7/8 (水) 提示済
13. 自衛官のリスクについての政府見解 (6/10 (水) 高井崇志君 (維新) 要求) →7/8 (水) 提示済
14. 限定された新3要件を満たす集団的自衛権の行使に関し、昭和56年の質問主意書に対する答弁書を政府が引き継ぐか否か、引き継ぐのであれば、同答弁書にいう「集団的自衛権」は「フルセットの集団的自衛権」のみを意味し、今般の「限定的な集団的自衛権」を含まないとする理由についての政府見解 (6/15 (月) 後藤祐一君 (民主) 要求) →7/8 (水) 提示済
15. 今般の自衛隊法改正案第95条の2による武器の使用が、現行の自衛隊法第95条に係る1999年の政府見解に反していないとする理由についての政府統一見解 (6/19 (金) 宮本徹君 (共産) 要求) →7/10 (金) 提示済
16. 防衛白書英語版における「専守防衛」の説明が、平成25年度版と平成26年度版とで異なっている理由及び異なっている理由が誤りであった場合における訂正の可能性についての統一見解 (6/26 (金) 太田和美君 (維新) 要求) →7/13 (月) 提示済
17. 今回の法改正で可能となる出撃準備中の戦闘機に対する給油について、武力行使と一体化しないと政府の見解と、憲法上の適否について慎重な検討を要する問題であるとした1999年当時の大森元内閣法制局長官答弁が、整合的なものなのかどうかについての統一見解 (6/26 (金) 塩川鉄也君 (共産) 要求)
18. ホルムズ海峡における機雷掃海を想定した場合、他国の掃海艇が掃海可能だとしても、日本が危機にさらされているかどうか、日本に対する期待、日本の国際的な要請、日本の機雷掃海能力が高い等の理由をもって新3要件における第二要件を充足するか否か、並びに、正式停戦になる前の事実上の停戦の段階で遺棄機雷とみなすことにより、現行法に基づく掃海が可能なのか否かという点について整理した政府見解 (6/29 (月) 後藤祐一君 (民主) 要求)
19. 邦人輸送中の米輸送艦防護の場合における存立危機事態を認定するに当たっては、同輸送艦が武力攻撃を受ける明白な危険があるというだけでは足りないのではないかという点についての政府見解 (6/29 (月) 後藤祐一君 (民主) 要求)
20. 事態対処法第3条における指定公共機関の中にある報道機関への協力要請について、今回の法案によって改正された後でも報道の自由が保障されるかどうかについての統一見解 (7/1 (水) 辻元清美君 (民主) 要求)
21. 攻撃国の言動から我が国にも武力攻撃が行われかねない明白なリスクがない中で、在留邦人を乗せた米国船舶が武力攻撃を受ける明白な危険がある場合に、存立事態を満たすことがあり得るのかどうかについての統一見解 (7/3 (金) 後藤祐一君 (民主) 要求)
22. 重要影響事態の定義である「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等」における「等」の意味及び重要影響事態法第1条の「例示」の意味について整理した政府見解 (7/10 (金) 岡田克也君 (民主) 要求)
23. なぜ「イラク復興支援活動行動史」には黒塗りされたものと、黒塗りされていないものが混在しているのか、その理由と経緯についての政府見解 (7/10 (金) 穀田恵二君 (共産) 要求)
24. 今般の法案による自衛権行使における同意、保護法益、均衡性、違法性阻却事由のそれぞれの問題に関して、ニカラグア判決、オイルプラットホーム事件との整合性がとれているかどうかについての統一見解 (7/13 (月) 横路孝弘君 (民主) 要求)
25. PKO参加5原則にある停戦合意について、イラク特措法における解釈と今般の法案における解釈が変わったのか否かについての統一見解 (7/13 (月) 後藤祐一君 (民主) 要求)
(特に理事会の合意によって追加された統一見解要求)
26. 存立危機事態の認定と防衛出動、攻撃の着手と武力行使等一連の事象・手順・関係等についての政府見解 (7/10 (金) 岡田克也君 (民主) 要求)

資料要求

1. イラクにおける安全確保支援活動の実態が分かる資料 (5/27(水) 岡田克也君(民主) 要求)
→6/5(金) 提示済→6/22(水) 再要求→7/10(金) 再提示済→7/13(月) 再々要求
2. 新ガイドラインでなくなった旧ガイドラインの別表以外の活動で想定されているものが分かる資料 (6/1(月) 前原誠司君(民主) 要求) →6/22(月) 提示済
3. 周辺事態法には当たらないが重要影響事態法には当たるといふ具体例を類型化した資料 (6/1(月) 玄葉光一郎君(民主) 要求) →6/19(金) 提示済
4. イラク特措法における非戦闘地域と今回の恒久法案において自衛隊が活動することのできる戦闘が行われていない地域の違いが分かる資料 (6/1(月) 丸山穂高君(維新) 要求) →6/19(金) 提示済
5. 特定公共施設利用法により空港施設の利用調整を行う対象となる外国軍隊の基準が分かる資料 (6/1(月) 穀田恵二君(共産) 要求) →6/19(金) 提示済
6. 集団的自衛権に関する横倉内閣法制局長官の発言が、内閣法制局第二部長当時となぜ変わっているのかが分かる資料 (6/10(水) 吉田豊史君(維新) 要求) →6/22(月) 提示済
7. 法令そのものが違憲と判断された場合に、内閣が当該法令の執行停止を拒む理由があるのであれば、その理由が分かる資料 (6/10(水) 寺田学君(民主) 要求) →6/29(月) 提示済
8. これまでの歴史の中で他国に対する攻撃によって自国に存立危機が及ぶ事例が我が国以外であったのかどうか分かる資料 (6/10(水) 宮本徹君(共産) 要求) →6/22(月) 提示済
9. 米国立公文書館において解禁されている砂川判決に係る公電の資料が我が国で保有されているとすれば、その資料 (6/10(水) 宮本徹(共産) 要求) →7/1(水) 提示済
10. ペルシャ湾の掃海艇派遣を想定として、現行法において対応する場合に要する時間と、今回の法案で定義するところの存立事態として対応する場合に要する時間を対比して整理した資料 (6/15(月) 後藤祐一君(民主) 要求)
11. 北朝鮮以外の国であれば、共同対処の意思又は関心を表明すれば集団的自衛権行使の前提となる密接な関係のある外国になり得るかどうかがわかる資料 (6/15(月) 後藤祐一君(民主) 要求) →7/1(水) 提示済
12. 集団的自衛権に関する国内法上の定義を記した資料 (6/15(月) 後藤祐一君(民主) 要求) →7/1(水) 提示済
13. ホルムズ海峡の機雷掃海について、アメリカ政府から要請があったかどうか分かる資料 (6/15(月) 今井雅人君(維新) 要求) →7/10(金) 提示済
14. イラクによるクウェート侵攻以降の自衛隊派遣をめぐる日米交渉の全ての会談記録 (6/15(月) 赤嶺政賢君(共産) 要求)
15. 徴兵制が認められないとする政府の基本的な論理がわかる資料 (6/19(金) 寺田学君(民主) 要求) →7/3(金) 提示済
16. 自衛隊の現行の部隊行動基準の考え方及び今後の部隊行動基準の考え方がわかる資料 (6/19(金) 宮本徹君(共産) 要求) →7/13(月) 提示済
17. 過去に日米が共同で行った空中給油訓練における米側の参加部隊や参加機種が分かる資料及び2009年10月の米国アラスカ州における多国間軍事演習レッドフラッグ・アラスカの訓練実態が分かる資料 (6/26(金) 塩川鉄也君(共産) 要求)
18. 重要影響事態の定義における「我が国の平和及び安全」とは何なのかがわかる資料 (6/29(月) 緒方林太郎君(民主) 要求)
19. 海上自衛隊の自衛隊艦隊司令部に所属する海上自衛隊幹部を第七艦隊の司令部へ連絡官として派遣していることに係る覚書 (7/8(水) 畑野君枝君(共産) 要求)
20. 日本に配備されている米軍のイージス艦にどの程度CECが搭載されているかどうか分かる資料 (7/8(水) 畑野君枝君(共産) 要求)
21. 黒塗り部分を明らかにした「イラク復興支援活動行動史」(7/10(金) 辻元清美君(民主) 及び穀田恵二君(共産) 要求)
22. イラク特措法に基づく航空自衛隊の安全確保支援活動等の詳細が分かる資料 (7/13(月) 緒方林太郎君(民主) 要求)
23. 攻撃国から被攻撃国である米国に対する攻撃があった後であり、かつ、米艦船に対する攻撃の着手前の段階において、日本が武力攻撃事態法第3条第4項に基づく集団的自衛権の行使として具体的に何ができるのかが分かる資料 (7/13(月) 後藤祐一君(民主) 要求)
24. PKO法第3条第5号トに規定されている業務について、治安維持業務以外でできる業務とは一体何なのかがわかる資料 (7/13(月) 後藤祐一君(民主) 要求)
25. PKO法等において、武力紛争に巻き込まれる可能性が生じた場合、撤収義務は法律上課せられているのか否かがわかる資料 (7/13(月) 後藤祐一君(民主) 要求)
(特に理事会の合意によって追加された資料要求)
26. 重要影響事態等において、いわゆるCSARを行うことが可能なか否かが、法文のどこで担保されているのかがわかる資料 (7/8(水) 原口一博君(民主) 要求)

議院証言法に基づく要求

1. 航空自衛隊の基本ドクトリンに関わる文書の提出及び作成に関わった当時の航空幕僚長の証人としての招致 (6/1(月) 穀田恵二君(共産) 要求)

参考人招致要求

1. 元内閣法制局長官大森政輔氏の参考人招致 (6/26(金) 塩川鉄也君(共産) 要求)
2. 国際法の専門家の参考人招致 (7/13(月) 柿沢未途君(維新) 要求)

その他

1. 平和安全法制2法案の審査において、委員全員が質疑を行うことが議論が熟したと判断する様々な要因のうちの1つであるかどうかの認識 (7/1(水) 寺田学君(民主) 要求)
2. 遠藤オリンピック・パラリンピック担当大臣の寺田君の質疑時間における委員会への出席について (7/8(水) 寺田学君(民主) 要求)
3. 安倍総理の出席要求 (7/13(月) 横路孝弘君(民主) 及び緒方林太郎君(民主) 要求)

(特に理事会の合意によって提出された資料)

- ・新三要件の従前の憲法解釈との論理的整合性等について (6/9(火) 提出済)
- ・他国の武力の行使との一体化の回避について (6/9(火) 提出済)

平成27年7月14日
内閣官房

いわゆる「海外派兵」に関する政府の考え方を変えない理由について

○ 従来から、武力行使の目的を持って武装した部隊を他国の領土、領海、領空へ派遣するいわゆる「海外派兵」は、一般に、自衛のための必要最小限度を超えるものであって、憲法上許されないと解してきている。

これは、我が国に対する武力攻撃が発生し、これを排除するために武力を行使するほか適当な手段がない場合においても、対処の手段、態様、程度の問題として、一般に、他国の領域において「武力の行使」に及ぶことは、「自衛権発動の三要件」の第三要件の自衛のための必要最小限度を超えるものという基本的な考え方を示したものである。

○ このような従来からの考え方は、「新三要件」の下で行われる自衛の措置、すなわち他国の防衛を目的とするものではなく、あくまでも我が国を防衛するための必要最小限度の措置にとどまるものとしての「武力の行使」における対処の手段、態様、程度の問題として、そのまま当てはまるものと考えている。

○ 第三要件にいう必要最小限度は、「新三要件」の下で集団的自衛権を行使する場合においても、我が国の存立を全うし、国民を守るための必要最小限度を意味し、これは、個別的自衛権を行使する場合と変わらない。

○ なお、「新三要件」を満たす場合に例外的に外国の領域において行う「武力の行使」については、ホルムズ海峡での機雷掃海のほかに、現時点で個別具体的な活動を念頭には置いていない。

使ということ、第三要件はそのまま維持されるということではないです。その適用の結果つまり規範の内容適用の結果としては同じことになるというふうに理解しております。

○寺田（学）委員 今、規範を当てはめた結果という結論になっているというのを最後御答弁されました。当てはめと呼ぶのか、基本的な論議から導き出された結論と呼ぶのか、それは呼び方はあると思いますが。

それでは、大臣、この海外派兵に関する政府見解は、基本的な論議を維持した上で、変わり得るんですか。

○中谷国務大臣 まだ、これはいつ見解をしたか確認しておりませんが、私の知る限りにおいては、恐らく昭和四十七年以前の、自衛隊が創設されてその直後ぐらいの議論の中でこの見解が出たのではないかなと思っております。

○寺田（学）委員 答えていないですよ。ちょっと今のはひど過ぎる。当てはめなんですよ、ね、変わり得るんですかと聞いています。

○中谷国務大臣 新三要件のもと、集団的自衛権を行使する場合であっても、全く変わらず、新三要件から論理必然的に導かれたものになります。（発言する者あり）

○浜田委員長 寺田学君、もう一度お願いたします。○寺田（学）委員 変わり得るかということをお伺いしているんです。

基本的論議を維持した範囲の中で変わり得るんですかということをお伺いしているんです。変わるか、変わり得るかとは別の話、どちらかです。

○中谷国務大臣 全く変わりません。

○寺田（学）委員 なぜ変わらなんでしょうか。基本的論議一、自衛権はある、二、必要最小限に限るという具体性の乏しい二つの規範を出された上で、社会情勢、安全保障情勢を考えば、今までは、集団的自衛権の行使は憲法上許されないという政府見解があったものを、その当てはめ部分の集団的自衛権の行使は憲法上許されないというところは変えて、今回、認められることになった。

そして、先ほど長官にお話ししましたけれども、海外派兵に関するこの政府見解は当てはめですかということに関して、実質的に当てはめですと御答弁されています。

その上で、なぜこの当てはめは、今後変わらなんでしょうかということをお伺いしているんです。今度理由を聞きます。なぜ、この海外派兵に関する政府見解が一切変わらなんでしょうかと大臣答弁されましたけれども、その理由を教えてください。必要最小限の範囲。

○中谷国務大臣 この政府見解というのは、恐らく昭和三十年の最初のころに、自衛隊ができてなされた政府見解であります。これは憲法に基づいて政府が判断したものでございまして、私たちがおきましてこの見解は変えるつもりがありません。○寺田（学）委員 厳密に聞きますけれども、変えるつもりがないという話ではなくて、変わらな

先ほど言いましたけれども、一切今後変わらな

いと言いました。それは意思によって、変えられることができなくても変えないのか、それとも変えることができないのか、これはどちらですか。○中谷国務大臣 だから、したがいまして、この見解自体が、昭和四十七年以前に、相違前に出されたものでございまして、それは今の憲法上、政府が判断したものでございまして、私たちが、その見解というものは変わらないう、変えないということでございます。

○寺田（学）委員 今変えられないと言いましたよね。変えられないという理由は何ですか。

○中谷国務大臣 これまで、四十七年以降は以前の三要件がありました。そして今、政府閣議決定で新三要件というものを考えておりますが、この新三要件のもと集団的自衛権を行使する場合であっても、全く変わらず、この新三要件から論理必然的に導かれるものであります。

○寺田（学）委員 変えられないと御答弁を大臣がされました。その変えられない理由をお伺いしているんです。変えない理由ではないです。変えられない理由というのを聞いています。委員長、よろしくお願いたします。

○中谷国務大臣 この新三要件から論理必然的に導かれるものであるからでございます。

○寺田（学）委員 それを当てはめなんですよ、それが当てはめで、今回、集団的自衛権に関して当てはめは変わったんです。これは当てはめですかと聞いたら、当てはめです。当てはめの部分というのは政府の裁量ですとね、一番最初のときは政府の裁量ですとお話ししました。なので

政府の越えて変えられるものを、変えられないと大臣が御答弁された理由を聞いています。

もう一度御答弁ください。大臣が変えられないと言った理由です。

○中谷国務大臣 これまでの憲法の基本的論理、これは変えておられませんから変わらないというところでございます。（発言する者あり）

○浜田委員長 静粛に願います。

○寺田（学）委員 基本的論理の「一」と「二」を私は聞いていないんじゃないかと、一と二によって導かれる三の当てはめ部分がこれだということ、それは変わるんですかというのを聞きました。一と二の基本的な論理が変わっていないのはなんなんということではないです。

もう一度聞きますけれども、この政府見解が変えられないと御答弁されましたが、変えられない理由は何ですかということですが、

○横田政府特別補佐人 海外派兵が一般に許されないとしてきたその考え方は、お示しの昭和四十七年見解の第一要件及び、①、②ということですね、①及び②の基本的な論理から導き出されたものでございます。すなわち、昭和四十七年の政府見解の①、②の基本的論理から、これまでの自衛権発動の三要件も出てきたものでございます。

また、今回の新三要件も同じ①、②の基本的な考え方から出てきたものでございまして、それは規範、まさに規範でございます。というところで、変わらなないというところを聞いて、当てはめの問題ではないと思いません。

○浜田委員長 中谷防衛大臣、答弁願います。

○中谷国務大臣 この見解は、自衛隊が発足してその後すぐできたと思えますが、昭和四十七年以降もこれは引き継がれております。

その中におきまして、当時、武力行使の三要件というのがありまして、その第一要件、第二要件、これからできたわけでありますが、この基本的論理というのは、規範としての論理の部分は一切変わっていない、新しい三要件もこの規範の部分は変わっていないということでございます。

○寺田（学）委員 大臣が御答弁された、この政府見解は今後一切変えられないと言った理由を、委員会の方に御提出していただきたいと思えます。委員長、よろしくお願います。

○浜田委員長 もう一回。

○寺田（学）委員 大臣が、この政府見解を変えられることができない、変えられないと御答弁されたその理由を、政府統一見解として委員会に出していただきたい。よろしいですか。

○浜田委員長 理事会で協議します。

○寺田（学）委員 残り時間少ないですが、今回憲法に違反しているんじゃないか、違憲ではないか、集団的自衛権を憲法で認めることは違憲ではないかということが、憲法学者、そしてまた野党、マスコミ、国民の皆さんの一部から寄せられていることは事実だと思います。

大臣も、今まで委員会の中で質問がありましたけれども、現憲法下において集団的自衛権を認めることは許されない、憲法改正すべきというお話をされていまして、以前は、現憲法下において集

団的自衛権を認めることは違憲だと思われていたんですかね。まず確認です。

○中谷国務大臣 はい、そうでございます。

広義の意味で、いわゆる集団的自衛権というのは、自分が攻撃されていないにもかかわらず、他国に対する武力攻撃に対して実力行使ができるという権利であります。そうなりますと、他国に対する他国防衛の集団的自衛権ということになります。今回は、新三要件によって厳格な歯止めをかけて、あくまでも国民を守るための集団的自衛権、これを認めるものであるということでございます。

○寺田（学）委員 広義、狭義、広い、狭い、ちよつと後ほど時間があれば議論しますが、御著書の中で、憲法九条のもとにおいて許容されてきた自衛権の行使は、我が国を防衛するために必要最小限の範囲にとどめるとの政府答弁があり、集団的自衛権を行使することは、範囲を超えるので許されない、政府答弁があつて、その範囲を超えるべきものであつて、憲法上許されないとされております。

この政府見解というのは、御著書に書かれていますけれども、どのような、どの政府見解について参照にされた上でお話をされているんですか。

○中谷国務大臣 昭和四十七年の政府見解で、集団的自衛権は行使はできないという、この政府の見解でございます。

○寺田（学）委員 四十七年見解以外は、何かありましたが。

○中谷国務大臣 私が考えましたのは、その見解

平成27年6月26日の塩川鉄也議員の指摘事項について

平成27年7月14日

防 衛 省

内閣官房国家安全保障局

内 閣 法 制 局

1. 我が国の活動が、「他国の武力の行使と一体化」するかの判断については、従来から、
 - ① 戦闘活動が行われている、又は行われようとしている地点と当該行動がなされる場所との地理的關係、
 - ② 当該行動等の具体的内容、
 - ③ 他国の武力の行使の任に当たる者との關係の密接性、
 - ④ 協力しようとする相手の活動の現況、等の諸般の事情を総合的に勘案して、個々の的に判断するとしている。

2. その上で、現行の周辺事態法制定時において、「戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備」に関しては、憲法上慎重な検討を要する問題としつつ、米側からの要望がなく、このような支援を行うことが想定されなかったことから、それ以上の検討をせず、これを実施しないこととしたものである。

3. 今般の法改正に当たっては、ニーズが確認されたことを前提として、「戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備」について改めて慎重な検討を行ったところ、「現に戦闘行為が行われている現場」ではない場所で行う当該給油及び整備は、当該航空機により行われる可能性がある戦闘行為と時間的に近いものであるとはいえ、

- ① 実際に戦闘行為が行われる場所とは一線を画する場所で行うものであること、
 - ② 支援活動の具体的内容が給油及び整備であり、戦闘行為とは異質の活動であること、
 - ③ 自衛隊の部隊等は他国の軍隊の指揮命令を受けるものではなく、我が国の法令に従い自らの判断で活動するものであること、
 - ④ 支援する相手方の活動の現況は、あくまで発進に向けた準備中であり、現に戦闘行為を行っているものではないこと、
- 等の考慮事情を総合的に勘案すれば、「他国の武力の行使と一体化」するものではないと判断したものである。

4. このような考え方により、今般の法改正に当たり「戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備」を行い得ることとしたものであり、現行周辺事態法制定時の議論と整合的である。

の方からそれぞれ細かく御答弁申し上げましたけれども、今回の法制の検討におきまして、政府部内での詳細な検討を行った結果としまして、一体化はしないという結論に至ったということでございます。

○塩川委員 具体的内容について、どういう説明をされたのか、もう一度お答えいただけますか。

○黒江政府参考人 大臣の答弁の繰り返しになりまして恐縮でございますけれども、まず、地理的關係につきましては、実際に戦闘行為が行われる場所とは一線を画する場所で行うものであること、

一点目といたしまして、当方が行っております支援活動の具体的内容ということでございます。

この点につきましては、補給の一種あるいは整備ということでございますので、戦闘行為、すなわち、物の破壊でありますとか人員の殺傷といったものとは全く異質の活動であるということ。

二点目といたしまして、当方と支援を受けている相手方との関係ということでございますが……

（塩川委員「もういいです。具体的な内容のところですか」と呼ぶ）はい。まさに具体的な内容でございますけれども、自衛隊が他国の軍隊の指揮命令を受けるといような関係にはない、あくまでも我が国の法令に従って、みずからの判断で活動するということ。

最後、四角口でございますが、協力しようとする相手の活動の現況については、これは当然のことでございますが、現に戦闘行為を行っているわけではない、そういうことでございます。

○塩川委員 それはおかしんじゃないですか。

今、具体的内容のところ、補給とか整備について、戦闘行為ではないとか人員の殺傷となるようなものではないとか言いますけれども、でも、皆さん、一九九九年の議論のときに大森長官が答弁をしているように、憲法上の適否の問題が残されている。

これは、給油する場所の問題ではなくて、給油した戦闘機が戦闘作戦行動を行っているという問題なんじゃないですか。つまり、出撃準備中の戦闘機に対する給油が、まさに戦闘行為と密接不可分なのでこれまで認めてこなかった、そのところがまさに問われていたんじゃないですか。

○黒江政府参考人 今先生がおっしゃいました、実際の戦闘行為との密接不可分性といったものを判断する際に、先ほど私が御説明を申し上げましたような四つの要素といったものを勘案するということ、政府は累次、周辺事態法のとときから御答弁申し上げておるところでございます。

これにつきまして、当時、なぜこの点について実際の法律に盛り込まなかったのかということにつきましては、先ほど申し上げておりますように、ニーズがなかったということでございます。憲法上の適否、その点について慎重な判断を要するという状態で、最後の結論までは至っていなかったということでございます。

今回の法整備の検討の中で慎重な検討を重ねた結果といたしまして、一体化するものではないという結論を得たということでございます。

○塩川委員 いやいやいや、出撃準備中の戦闘機が給油を受けて戦闘地域に行つて爆撃を行う、空

爆を行う。これは、アフガンのときなどにも多くの民間人の犠牲が出ている大問題なんです。こういうことをやることについては、やはり憲法上の適否の問題があるということで慎重な判断が必要だと言っていたのに、この辺は何か簡単に交えてしまうようなやりとりというのは、絶対納得がいくものではありません。当時の議論を反映していないと言わざるを得ない。

ジュリストの七月号に、大森元内閣法制局長官のインタビューが掲載されております。出撃準備中の戦闘機に対する給油、整備の問題について、当時の経緯を語っております。

なぜ別表の備考が周辺事態法ではついていたのか。あの部分は、武力行使の一体化として、はねるか、はねないか、外務省、防衛庁と内閣法制局の間でけんけんがくがく議論がなされました。武力行使の一体化を肯定するか否定するかは大変な議論で、向こうは向こうで折れないので、では、それは武力行使と一体化する類型だから、それを断定して、追い払えと言ったことがあります。そうしたら、そのうちに備考で除くことになりました。備考で除くことにした理由が、米軍がそれを求めていないことにしますということになりました。

このように述べて、まさに戦闘機が発進しようという準備段階で給油する、整備するというのは、一番典型的な武力行使の一体化の事案なんです。こんな改正案が出てきたら、本当は国会で直ちに御指摘を願わなければならない事態であるはずですよと述べております。

これが当時の議論なんです。まさに一番典型

的な武力行使の一体化の事案というのが、このように出撃準備中の戦闘機への給油の支援と言われているわけですね。

総理にお尋ねしますけれども、当時の長官が一番典型的な武力行使の一体化の事案と述べている出撃準備中の戦闘機への給油を、どうして認めることができるのでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 既に黒江氏から答弁をさせていたと思いますが、まさにこれは検討を要すると当時の大森長官も述べているわけですので、まして、今回、新たな法整備をする際には、まさに検討を行ったわけでございます。

そこで、発進準備中の航空機への給油及び整備は、当該航空機によって行われる戦闘作戦行動と時間的に近いのは確かでありますが、そうとはいえず、地理的關係については、実際に戦闘行為が行われる場所とは一線を画する場所で行うものであること、そして、支援活動の具体的内容としては、補給や整備であり、戦闘行為とは異質の活動であるということであり、まさにこれは給油でありますから、給油そのものを戦闘活動とは言えないであろう、こういうことであります。

そして、他国の武力の行使の任に当たる者との關係の密接性については、自衛隊は他国の軍隊の指揮命令を受けるものではなく、我が国の法令に従い、みずからの判断で活動するものであること、協力しようとする相手の活動の現況については、あくまでも発進に向けた準備中であり、現に戦闘行為を行っているものではないことなどを考慮すると、一体化するものではないと言いうことができ

ると考えておりまして、そうした検討を重ねてきた結果、我々は判断したところでございます。

○塩川委員 いやいや、一番典型的な武力行使の一体化の事案と一九九〇年当時の大森法制局長官が述べているという問題について、今の説明では納得いきませんよ。大体、武力行使の一体化の可否についてのこの政府の統一見解なるものについても、その部分というのは何にも書いてないじゃないですか。

そういう点でも、一九九九年当時のこの憲法上の適否についての慎重な検討を要する問題、このことについてどういう整理をしたのかについて、改めて政府として見解を示していただきたいと思

うんですが、大臣、いかがですか。
○中谷國務大臣 先ほどから御説明いたしますけれども、今回、新たに整理をいたしました。そして、大森四原則に従いまして、その場所、支援内容、そして指揮系統、そして相手の状況、この四原則に従って検討をいたしました結果、現に戦闘が行われていない現場におきまして、武力行使と一体化をするものではないという結論に至ったわけでございます。

○塩川委員 一九九九年の当時の議論と今のそのやりとりというのは本当に整合的なものなのか、こういうことについてしっかりと政府の見解を求めたいと思っておりますが、お諮りいただきたい。
○浜田委員長 理事会で協議いたします。
○塩川委員 あわせて、この当時の法制局長官であります大森氏について、当委員会、この問題についての参考人としての招致をお願いしたいと思

います。
○浜田委員長 もう一回。
○塩川委員 大森政輔氏について。
○浜田委員長 理事会で協議させていただきます。
○塩川委員 次にいきます。

先ほども米軍のニーズの話が出ましたけれども、米側からいかなるニーズが示されたのか、中谷大臣にお尋ねしますが、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油と弾薬の提供について、米側はどういうニーズがあると言っておった

のでしょうか。
○黒江政府参考人 ニーズの点につきましては、これは、ことしの四月にまとまりました日米の防衛協力のための指針、いわゆるガイドラインの検討作業の中で、日米間のやりとりの中で、幅広く米側からニーズに対する期待といったものが示されたということを受けたものでございます。

この点につきまして、さらに細部ということになりますと、個別の事項につきましては日米間の細部のやりとりの内容になりますので、相手方との關係もございまして、これ以上つまびらかにということはお願いたしたいと思います。

○塩川委員 ガイドラインの検討作業の中には出されたという点では、給油を含めて包括的な米側の要求の一環ということであろうと思っておりますが、こういう米軍の要求に応えるために、今回のような、この一九九九年当時とまたがう、憲法上の判断を変えたような問題であり、従来やらないとした給油を可能とするということであり、どんなときでも米軍のニーズに応えるものとなっているという